

議案第29号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等
の施行に伴う関係条例の整理について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年3月12日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第1条 養父市職員の特殊勤務手当支給条例(平成16年養父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(養父市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 養父市国民健康保険条例(平成16年養父市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

議案第29号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理について

第1条 養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</p> <p>4 (略)</p>

第2条 養父市国民健康保険条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p>